

石井町移住支援事業補助金交付要綱

第3条の(4) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げる事項(ア)から(ウ)の全てに該当すること。

(ア) 石井町内の学校(小中学校, 高等学校, 大学等)を卒業した者または転入前5年以内に石井町にふるさと納税を行った者

(イ) 就業または創業したもの

【就業】

- ・マッチングサイトに掲載している求人でなくてもよい。
- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- ・週20時間以上の無期限雇用契約に基づいて就業していること。申請日から1年以内に当該職を辞した場合は全額返還)
- ・当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

【創業】

- ・徳島県が県実施要領に従い実施する創業支援事業に係る創業支援補助金の交付決定を受けてなくてもよい。
- ・個人事業の開業届出、若しくは株式会社、合同会社、合名会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。(農林漁業等を含む)(申請日から1年以内に廃業した場合は全額返還)

(ウ) 市区町村税の滞納がない者